

第8回（9月）定例会提案事件表（追3）

別冊

- | | | |
|---|----------|------------------------------|
| 1 | 認定第 10 号 | 令和5年度西宮市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 2 | 報告第 57 号 | 健全化判断比率及び資金不足比率報告の件 |

健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

令和5年度西宮市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告する。

令和6年9月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 健全化判断比率

区 分	比 率 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)	備考
(1) 実質赤字比率	—	11.25	20.0	
(2) 連結実質赤字比率	—	16.25	30.0	
(3) 実質公債費比率	4.7	25.0	35.0	
(4) 将来負担比率	—	350.0		

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)	備考
西宮市食肉センター特別会計	—	20.0	

(参考)

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。